

地方選挙早わかり新旧対照表

(令和4年12月1日 第1版発行版)

【既存の正誤情報】

令和7年4月16日現在

ページ	該当箇所	誤	正
52	(4)報道評論の表内 ①	<u>一般</u> 放送事業者	<u>基幹</u> 放送事業者
161 (表内)	選挙運動のために 使用する事務員の 弁当料欄	場合 (<u>126</u> 頁参照) は、この <u>報 酬額</u> か	場合 (<u>130</u> 頁参照) は、この <u>弁 当料</u> か
	労務者の報酬欄	弁当を提供した場合 (<u>126</u> 頁)	弁当を提供した場合 (<u>130</u> 頁)

【新たな修正情報】

特に注釈のないものは令和7年5月2日から施行

ページ	該当箇所	旧	新
46	候補者等ができるもの (上から9行目)	ウ 長さ42cm、幅30cm以内 である。 工 掲示箇所 → 工とし て記載事項を追記	ウ 長さ42cm、幅30cm以内である。 (※R8.1.1以降は長さ42cm、幅40 cm以内) 工 記載事項 ① その表面に、掲示責任者及び印 刷者の氏名(名称)及び住所を記載 しなければならない。 ② その表面に、公職の候補者の氏 名を、選挙人に見やすいように記 載しなければならない。 ③ 他人若しくは他の政党その他の 政治団体の名誉を傷つけ若しくは 善良な風俗を害し又は特定の商品 の広告その他営業に関する宣伝を するなど、選挙運動用ポスターとし て品位を損なう内容を記載しては ならない。 オ 掲示箇所
	候補者等ができるもの(下 から4行目)	ウ 長さ42cm、幅30cm以内 である。 工 掲示場所 → 工の記載 事項を追加	上記ウ・工と同様 オ 掲示場所

ページ	該当箇所	旧	新
58	ポスター規格 (表の左右とも)	長さ42cm×幅30cm以内	長さ42cm×幅30cm以内 (※R8.1.1以降は長さ42cm×幅40cm以内)
59	禁止される事項		・選挙運動用ポスターにおける営業宣伝
85	ポスターの規格	長さ42cm、幅30cm以内	長さ42cm×幅30cm以内 (※R8.1.1以降は長さ42cm×幅40cm以内)
85	共通事項 (上から1行目)	・ポスターには掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人のときはその所在地と法人名)を印刷又は記載しなければならない。	・ポスターには掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人のときはその所在地と法人名)を記載するほか、当該候補者の氏名を見やすいように記載しなければならない。
119	上から3行目 (1)の最後の行に追加		なお、令和8年1月1日以降に告示される選挙からは、次の(2)(3)の事項は適用されず、「使用できる車種」は乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満に簡素化された。
185	下から3行目	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金 (R7.6.1から)
207	自動車、拡声機 (右の表)	○自動車については車種等の制限あり	○自動車については、乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン以下 (※R8.1.1以降)
247 以降	該当箇所すべて	懲役若しくは禁錮 (懲役、禁錮)	「拘禁刑」に読み替える (令和7年6月1日施行の刑法改正に伴う変更)
247 以降	該当箇所すべて	禁錮	

※詳しくは弊社ホームページにてご確認ください。 <http://www.senkyo-center.com/>